

2級技術検定受検資格の一部変更について

2級建築施工管理技術検定試験・2級電気工事施工管理技術検定試験

以下の赤色で示す部分が平成26年度から新たに加わる。

【「学科試験のみ受験」の区分での学科合格者の学科免除について（学科合格の有効期限）】

下記の（学科試験のみ受験）の区分で学科を合格した者の学科試験の免除については以下の通りである。
 なお、実施試験の受験に際しては所定の受検資格を満たす必要がある。（種目建築の場合、種別は建築に限る）

学科試験合格時の受検資格	免除される学科試験
下記のイ(高校)	○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>8年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 （高校を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。） ※平成24年において行われた技術検定を受検した者については、 上記の「連続する2回の学科試験」とあるのは「2回の学科試験」とする。 ○卒業後 <u>7年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 （高校を卒業した後、 <u>短大等の指定学科を卒業した者</u> に限る。）
下記のロ(短大・5年制高専)	○卒業後 <u>5年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 （短大・5年制高専を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。）
下記のハ(大学)	○卒業後 <u>4年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験

記

（学科試験のみ受験）

次表のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者（種目建築の場合、受験種別は建築に限る）

イ	高校の指定学科を翌年3月までに卒業見込み又は卒業後3年以内
ロ	短期大学・5年制高等専門学校の指定学科を翌年3月までに卒業見込み又は卒業後2年以内
ハ	大学の指定学科を翌年3月までに卒業見込み又は卒業後1年以内